

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

(R5年度)

住 所 札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号

事業者名 札幌市交通局

代表者名 交通事業管理者 交通局長 芝井 静男

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
街路拡幅区間の停留場 (バリアフリー化)	<ul style="list-style-type: none"> 街路拡幅事業区間など道路幅員が大きい区間では、停留場の幅を広くするとともに、乗降場の嵩上げ等を行う。 (停留場の拡幅・嵩上げ・スロープ設置・上屋改修・設備改修) → 整備後は公共交通移動等円滑化基準を満たす。 	なし
街路拡幅の予定のない停留場 (狭幅員新設)	<ul style="list-style-type: none"> 将来的にも拡幅の予定がなく、道路幅員が小さい区間では、停留場の幅はそのまま、乗降場の嵩上げ等を行う。 (嵩上げ・スロープ設置・上屋改修・設備改修) → 整備後も公共交通移動等円滑化基準を満たさない。 	
街路拡幅予定区間の停留場 (暫定整備)	<ul style="list-style-type: none"> 将来的には道路を拡幅する計画であるが、当面は現在のままの道路幅の区間では、停留場の幅はそのまま、乗降場の嵩上げ等を行う。 (嵩上げ・スロープ設置・上屋補強) → 将来的に街路拡幅事業等により道路幅員が確保された際には停留場再整備により公共交通移動等円滑化基準を満たす。 	

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
回答対象外		

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	回答対象外	

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	回答対象外	

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

回答対象外

(3) 報告書の公表方法

札幌市交通局ホームページに記載

(4) その他

・札幌市交通事業経営計画【令和元～10年度(2019～2028年度)】に基づき、実施する事業。

住事業所
代表者名
(役職名及び氏名)

1. 軌道停留場の移動等円滑化の達成状況(軌道停留場ごとに記入)

(令和6年3月31日現在)

Main data table with columns for station name, location, user count, and various facility indicators (e.g., platform, stairs, elevators, etc.).

利用文字判定 table with columns for '利用文字判定' and '判定'.

Summary table with columns for '前年度報告内容(現在の基準に対する適合状況)', '前年度基準適合していたにも拘らず、本年度不適合となっている場合、その詳細及び理由(第14号様式と比較すること)', and '市町村が作成する移動等円滑化基本構想における生活関連施設に位置付けられた駅'.

鉄道事業者名	共用駅	軌道停留場の名称	路線名	公共用道路と車両出入口との間の距離	段差への対応状況 (平成30年10月から施行された移動等円滑化基準以前の基準に適合したもの)										段差解消補足 (平成30年10月から施行された移動等円滑化基準に適合したもの)		移動円滑化実施等報告の対象範囲	誘導用ブロック補足 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の補足		案内設備補足 案内設備		駅舎が設置されている駅	障害者対応型便所補足 うち、移動等円滑化基準には適合していないが、高齢者、身体障害者等の利用に配慮した便所の設置の有無		転落防止のための設備補足 ホームドア、可動式ホーム柵、点字ブロック等の設置の有無(移動等円滑化基準第20条第6、7号に適合しないもの)		線路側以外の踏切における旅客の転落を防止するため、駅の構内(移動等円滑化基準第20条第8号に適合するもの)
					うち、主たる通行の用に供する経路との長さの差への適合状況(移動等円滑化基準第11、12項に適合しているもの)	うち、歩行者の通行の用に供する経路との長さの差への適合状況(移動等円滑化基準第11、12項に適合しているもの)	うち、乗車経路(自社内)との長さの差への適合状況(移動等円滑化基準第11、12項に適合しているもの)	うち、乗車経路(他事業会社)との長さの差への適合状況(移動等円滑化基準第11、12項に適合しているもの)	移動等円滑化された経路が4条第5項によるエレベーターの設置されている駅	移動等円滑化された経路が2条第1項に該当する駅	利用状況が1日あたり10万人以上利用する駅	駅舎が1階以上の構造である駅	出入口の設置状況が、移動等円滑化された経路を構成する出入口から線路、水路等を抜んだ全幅へ移動できない配置	移動等円滑化基準第18条の2の対応状況	対象範囲外の駅	視覚障害者誘導用ブロックの設置状況		誘導用ブロックの設置状況	案内設備の設置状況	案内設備の設置状況	ホームドア、可動式ホーム柵、点字ブロック等の設置の有無(移動等円滑化基準第20条第6、7号に適合するもの)		ホームドア、可動式ホーム柵、点字ブロック等の設置の有無(移動等円滑化基準第20条第8号に適合するもの)				
札幌市交通局	西4丁目	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	△	△	△	〇			
札幌市交通局	西8丁目	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	△	△	△	〇			
札幌市交通局	中央区役所前	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	△	△	△	〇			
札幌市交通局	西15丁目	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	△	△	△	〇			
札幌市交通局	西線6条	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	〇			
札幌市交通局	西線9条旭山公園通り	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	×	△	△	〇			
札幌市交通局	西線11条	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	×	△	△	〇			
札幌市交通局	西線14条	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	×	△	△	〇			
札幌市交通局	西線16条	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	×	△	△	〇			
札幌市交通局	ロープウェイ入口	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	△	△	△	〇			
札幌市交通局	電車事業所前	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	×	△	△	〇			
札幌市交通局	中央図書館前	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	×	△	△	〇			
札幌市交通局	石山通	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	×	△	△	〇			
札幌市交通局	東屯田通	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	×	△	△	〇			
札幌市交通局	横南小学校前	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	〇			
札幌市交通局	山鼻19条	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	×	△	△	〇			
札幌市交通局	静修学園前	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	×	△	△	〇			
札幌市交通局	行啓通	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	×	△	△	〇			
札幌市交通局	中島公園通	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	×	△	△	〇			
札幌市交通局	山鼻9条	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	×	△	△	〇			
札幌市交通局	東本願寺前	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	△	△	△	〇			
札幌市交通局	養生館小学校前	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	△	△	△	〇			
札幌市交通局	すすきの	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	△	△	△	〇			
札幌市交通局	狸小路	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	△	△	△	〇			

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（R5年度）

住 所 札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号

事業者名 札幌市交通局

代表者名 交通事業管理者 交通局長 芝井 静男

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	